

受給者証の確認方法

(五)

利用者負担に関する事項

負担上限月額	37,200円
適用期間	
食事提供加算対象者	非該当
適用期間	
利用者負担上限額管理対象者該当の有無	非該当
利用者負担上限額管理事業所名	
特記事項欄	
子備欄	

①負担上限月額欄に「37,200円」または「4,600円」の記載があり、特記事項欄に「中央区独自減免対象（要綱事業）」と記載がある児童は区制度の助成事業の対象となります。

①のみ記載あり
請求方法 1へ

②ただし、「無償化対象児童（令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで）」と記載のある児童は、従前の通り、国制度の無償化事業が優先され対象となります。

②のみ記載or①
と②記載あり
請求方法 2へ

③「第2子軽減対象」と記載のある児童は、多子軽減措置が対象となります。

①と③記載あり
請求方法 3へ

④「第3子以降軽減対象」と記載のある児童は、多子軽減措置が対象となります。

④のみ記載あり
請求方法 4へ